

令和3年度 佐賀県高等学校定時制通信制体育大会 開催基準要項

- 1 趣 旨 本大会は、高等学校教育の一環として定時制通信制高等学校生徒に広くスポーツ実践の機会を与え、技能の向上とスポーツ精神の高揚を図り、心身ともに健全な高等学校生徒を育成するとともに、定時制通信制高等学校生徒の相互の親睦を図ろうとするものである。
- 2 主 催 佐賀県高等学校体育連盟 佐賀県教育委員会
- 3 後 援 佐賀県高等学校定時制通信制教育振興会 各種目競技団体
- 4 主 管 佐賀県高等学校体育連盟定時制通信制専門部 各種目競技専門部
- 5 大会開催及び期間
大会の時期は6月とし、各競技日数は1日間を越えないことを原則とする。
また、天候、災害その他特殊事情の場合は、大会本部と別途協議する。
- 6 大会会場の決定
競技種目ごとに専門部で協議し、理事会で決定する。
- 7 大会の内容
 - (1) 競技は次の通りとする。(4競技)
陸上競技 卓球 バレーボール バasketボール
 - (2) 競技種目別大会は学校対抗戦を原則とするが、個人戦も実施することができる。
 - (3) 全国高等学校定時制通信制体育大会の予選を兼ねる。
 - (4) 専門部で運営できない競技については、競技団体との合同開催ができる。
- 8 引率・監督
 - (1) 引率責任者は、団体の場合は校長の認める当該校の職員とする。個人の場合は校長の認める学校の職員とする。また、校長から引率を委嘱された「部活動指導員」(地方公務員法第22条の2に示された者)も可とする。但し、「部活動指導員」に引率を委嘱する校長は、佐賀県高体連会長に事前に届け出る。
 - (2) 監督、コーチ等は校長が認める指導者とし、それが外部指導者の場合は傷害・賠償責任保険(スポーツ安全保険等)に必ず加入することを条件とする。
- 9 大会参加資格
 - (1) 選手は、学校教育法第1条に規定する高等学校に在籍する生徒であること。
 - (2) 選手は、佐賀県高等学校体育連盟定時制通信制部に加盟している生徒であること。

- (3) 選手は、同一競技には3年制課程の場合は3回、4年制課程の場合は4回出場することができる。但し、学年の区分を設けない課程に在籍する生徒の場合は、同一競技4回限りとする。なお、原級留置その他諸事情により同一学年において2年連続または3年連続出場する場合も出場回数は規定通りとする。
- (4) 年齢制限はなし
- (5) 当該年度の佐賀県高等学校総合体育大会（各競技団体が定める高校生以上を対象とした全国大会も含む）出場者及び出場校は除く。
- (6) チームの編成においては、全国高体連の規定する「全国高等学校総合体育大会開催基準要項」に準ずる。合同チーム編成においては、別に定める「小規模定時制通信制高校における合同チーム参加資格の特例及び規約」による。
- (7) 広域定通制に在籍する生徒は、連携校が所在地の各都道府県高等学校体育連盟に加盟していること。連携校に所属していない遠隔地の生徒については、本校所在地の高等学校体育連盟に加盟していること。
- (8) 外国人留学生については、全国高体連の規定する「全国高等学校総合体育大会開催基準要項」に準ずる。
- (9) 独立行政法人日本スポーツ振興センターへ加入していること。
- (10) その他、参加に関して特別な許可が必要となる場合は、必ず佐賀県高体連理事会において承認されなければならない。
- (11) 競技種目別参加資格規定を満たしている生徒であること。
- (12) 参加する生徒は、あらかじめ健康診断を受け、在学する学校長の出場許可を得た者に限る。
- (13) その他は大会開催申し合わせ事項による。

10 大会役員及び競技役員

大会役員及び競技役員の委嘱は、佐賀県高等学校体育連盟定時制通信制専門部事務局が作成した委嘱状により、各競技専門部で行う。

11 参加申込み

各学校は、競技種目ごとに定められた申込書様式により3部作成し、1部を学校控え、他の2部を全競技種目一括して佐賀県高等学校体育連盟定時制通信制専門部事務局に提出する。参加申込み期日は、令和3年5月18日（火）までとする。

12 表彰

- (1) 団体（学校対抗）は、男女とも3位までを表彰する。
- (2) 個人は、男女とも3位まで表彰する。

13 個人情報及び肖像権

個人情報及び肖像権の取り扱いについては、佐賀県高等学校体育連盟定時制通信制専門部が定める「個人情報及び肖像権に関わる取り扱いについて」を令和3年度佐賀県高等学校定時制通信制体育大会開催基準要項に掲載する。

14 組合せ

組合せについては、各専門委員会で抽選により決定する。また、シードについても各専門委員会で決定する。

15 その他

- (1) この要項に定めのないものについては、別に「大会申し合わせ事項」を定めて処理するものとする。
- (2) 生徒の輸送、応援等の指導については、各学校で計画をたて事故防止に万全を期すこと。
- (3) 出場選手の試合中の傷害は、日本スポーツ振興センターの規則に基づき各学校で処理するものとする。